

年管発 0828 第 1 号
令和 2 年 8 月 28 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による国民年金法、厚生年金保険法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に係る取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「雇用保険法等一部改正法」という。）により労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）が改正され、複数業務要因災害に関する保険給付（事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付をいう。以下同じ。）が創設された。

当該改正に伴う国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号。以下「特障法」という。）に係る取扱いは下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

1 国年法関係

国年法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号及び国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）第 4 条の 8 第 1 項第 10 号において「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」を受けるときは、その間、20 歳前障害基礎年金の支給を停止することとされている。

雇用保険法等一部改正法による改正後の労災保険法の規定に基づき、複数業務要因災害に関する保険給付として、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金及び複数事業労働者傷病年金（以下「複数事業労働者障害年金等」という。）が新たに創設されたため、複数事業労働者障害年金等についても国年令に規定する「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」に含まれる取扱いとなること。

また、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 条による改正前の国年法第 79 条の 2 第 5 項の規定により準用される国年法第 65 条第 1 項第 1 号において「労働者災害補償保険法（中略）の規定による年金たる給付」を受けることができるときは、その間、老齢福祉年金の支給を停止することとされているため、当該年金たる給付に複数事業労働者障害年金等も含まれる取扱いとなること。

2 厚年法関係

障害の程度を定めるべき日において、その障害に係る傷病について労災保険法の規定による複数事業労働者障害給付を受ける権利を有する者については、障害手当金を支給しないこと。（雇用保険法等一部改正法附則第 13 条の規定による改正後の厚年法第 56 条第 3 号）

3 特障法関係

特障法第 16 条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）第 6 条第 8 号において、国年令第 4 条の 8 第 1 項各号（第 7 号及び第 11 号を除く。）に掲げる給付を受けることができるときは、特別障害給付金の額の全部又は一部を支給しないこととされている。

1 のとおり、国年令第 4 条の 8 第 1 項第 10 号の「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」に複数事業労働者障害年金等が含まれる取扱いとなることから、特別障害給付金の支給の調整対象となる給付においても、複数事業労働者障害年金等が含まれる取扱いとなること。

4 施行日

施行日は令和 2 年 9 月 1 日であること。

年管発 0828 第 2 号
令和 2 年 8 月 28 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による国民年金法、厚生年金保険法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知をしたので、御了知
いただくとともに、貴管内市町村への周知方よろしく取り計らわれない。

年管発 0828 第 1 号
令和 2 年 8 月 28 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行による国民年金法、厚生年金保険法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に係る取扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「雇用保険法等一部改正法」という。）により労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）が改正され、複数業務要因災害に関する保険給付（事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付をいう。以下同じ。）が創設された。

当該改正に伴う国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号。以下「国年法」という。）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年法律第 166 号。以下「特障法」という。）に係る取扱いは下記のとおりであるので、その内容について御了知いただき、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市町村に対しては地方厚生（支）局を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

1 国年法関係

国年法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号及び国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）第 4 条の 8 第 1 項第 10 号において「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」を受けるときは、その間、20 歳前障害基礎年金の支給を停止することとされている。

雇用保険法等一部改正法による改正後の労災保険法の規定に基づき、複数業務要因災害に関する保険給付として、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金及び複数事業労働者傷病年金（以下「複数事業労働者障害年金等」という。）が新たに創設されたため、複数事業労働者障害年金等についても国年令に規定する「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」に含まれる取扱いとなること。

また、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 32 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 1 条による改正前の国年法第 79 条の 2 第 5 項の規定により準用される国年法第 65 条第 1 項第 1 号において「労働者災害補償保険法（中略）の規定による年金たる給付」を受けることができるときは、その間、老齢福祉年金の支給を停止することとされているため、当該年金たる給付に複数事業労働者障害年金等も含まれる取扱いとなること。

2 厚年法関係

障害の程度を定めるべき日において、その障害に係る傷病について労災保険法の規定による複数事業労働者障害給付を受ける権利を有する者については、障害手当金を支給しないこと。（雇用保険法等一部改正法附則第 13 条の規定による改正後の厚年法第 56 条第 3 号）

3 特障法関係

特障法第 16 条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成 17 年政令第 56 号）第 6 条第 8 号において、国年令第 4 条の 8 第 1 項各号（第 7 号及び第 11 号を除く。）に掲げる給付を受けることができるときは、特別障害給付金の額の全部又は一部を支給しないこととされている。

1 のとおり、国年令第 4 条の 8 第 1 項第 10 号の「労働者災害補償保険法による年金たる保険給付」に複数事業労働者障害年金等が含まれる取扱いとなることから、特別障害給付金の支給の調整対象となる給付においても、複数事業労働者障害年金等が含まれる取扱いとなること。

4 施行日

施行日は令和 2 年 9 月 1 日であること。